

特別栽培農産物申請の認証手数料（団体申請）

認証手数料 = 1. 認証基本料 + 2. 実地検査料 + 3. 認証に関わる付帯料金（該当する場合のみ）

1. 認証基本料

認証基本料 = A 申請の規模による金額 + B 構成農家数による金額

A：申請圃場の合計面積と圃場枚数による条件（合計申請面積 3ha 以上から）

料金区分	合計申請面積	認証基本手数料	規程圃場数	備考
C	3ha 以上 10ha 未満	50,000 円	10 圃場まで	規程圃場数より多い場合は、5 圃場ごとに 5,000 円加算
D	30ha 未満	60,000 円	20 圃場まで	
E	40ha 未満	80,000 円	40 圃場まで	
F	50ha 未満	100,000 円	50 圃場まで	
G	60ha 未満	120,000 円	60 圃場まで	
H	60ha 以上	140,000 円	70 圃場まで	面積について 500a 毎に 10,000 円加算。加えて、規程圃場数より多い場合は、5 圃場ごとに 5,000 円加算

B：グループの構成農家数による金額

料金区分	合計申請面積	構成農家数による追加金額	備考
C	3ha以上10ha未満	+ 22,000円 × 構成農家数	
D	30ha未満	+ 20,000円 × 構成農家数	
E	40ha未満	+ 16,000円 × 構成農家数	
F	50ha未満	+ 14,000円 × 構成農家数	
G	60ha未満	+ 12,000円 × 構成農家数	
H	60ha以上	+ 12,000円 × 構成農家数	

2. 実地検査料 : [別表 2-1] および [別表 2-2] により換算

[別表 2-1] : 移動費用 ※別途消費税がかかります。

交通費	<ul style="list-style-type: none"> ・バス、鉄道、船舶、航空機、自家用車、高速料金、レンタカーなどを利用した場合の実費を加算する。 ・移動手段については検査員が選択して、計画書で検査の対象者へ通知する。 ・自家用車、レンタカーを使用する場合は、往復の走行距離 1km あたり 30 円の請求とする。また、高速道路を利用する移動を基本とする。 ・車での移動は、法定速度を順守する。
宿泊費	<ul style="list-style-type: none"> ・移動時間が往復 4 時間以上の場合、宿泊を伴うことを原則とする。 ・宿泊の場合には、その実費を加算する。検査の開始、終了の時間によって前泊・後泊またはその両方を伴うことができることとする。

[別表 2-2] : 超過時間 ※別途消費税がかかります。

移動時間	<ul style="list-style-type: none"> ・移動時間が往復 4 時間までは認証基本手数料に含まれる。 ・公共交通機関利用の際の待ち時間、自家用車、レンタカー利用の際の休憩時間（移動 2 時間に対して 15 分程度）なども移動時間に含む。 	
	移動時間の超過額	4 時間を超えた分につき、2,000 円/30 分を加算する。ただし、自動車を利用した場合の上限を 15,000 円/1 日とする
検査時間	<ul style="list-style-type: none"> ・検査時間は 4 時間を基本とする。4 時間を超えた場合には、検査時間追加料を加算。 ・農場間、圃場間、施設間の移動に時間がかかる場合や、外部施設の確認にかかる時間も検査時間に含めて計算するものとする。 	
	検査時間の超過額	4 時間を超えた分につき、2,000 円/30 分を加算する。